

家畜・家禽管理作業などを  
安全に行うために

令和6年4月1日  
千葉県畜産総合研究センター

はじめに

千葉県畜産総合研究センターは、千葉県畜産の振興に寄与するため、畜産に関する種々の試験研究及び業務を行っており、多くの家畜や家禽（以後「家畜」という。）を飼養し、また必要な施設や農業機械などを所有している。

「家畜」は、平時においては温和な状態を示すが、時として人に危害を加える場合もあり得るので、職員は常に注意し、慎重に対処しなければならない。特に種雄畜に関連する作業については、その体格、性質上きわめて危険な作業を伴うので、十分な注意が必要である。

また、農業機械は、性能が年々高まっており、操作や取り扱いなどに際しては十分な注意が必要であり、飼料の収穫調製作業やサイロの開封・取り出し作業、さらには浄化槽の管理作業なども、職員は常に安全に注意して作業を行うことが必要である。

農薬や薬品類などについては、使用説明書を遵守し、十分な注意を払って使用するとともに、その保管や廃棄にあたっては法令及び規則等に則って行うなどの注意が必要である。

以上のことから、「家畜」の取り扱いや各種作業などに由来する事故などを防止し、業務に携わる職員の安全を確保するため、ここに職員の守るべき事項を示し、作業などの安全を確保する指針とする。

また、事故が発生した場合、担当室・所長は安全衛生委員会等に事故内容を文書で報告し、事故の再発を防止する。

〔目次〕

- 1 家畜・家禽管理作業を安全に行うために
- 2 農業機械作業を安全に行うために
- 3 サイロ作業を安全に行うために
- 4 農薬使用作業を安全に行うために
- 5 浄化槽等の管理作業を安全に行うために
- 6 薬品類を安全に管理するために

## 1 家畜・家禽管理作業を安全に行うために

### 1 職場の安全を確保するために

- (1) センター長は、職員の安全を確保し、災害を防止するため良好な職場環境を維持し、職員の健康管理に努めなければならない。
- (2) 職員は「家畜」の管理作業にあたっては、自らの健康と安全に配慮するとともに、「家畜」に接する場合には十分に観察し、「家畜」の動きに留意しながら行うよう努めなければならない。
- (3) センター長は、作業の安全を図るため、作業安全講習会等を開催し、安全思想の啓蒙、普及に努めるものとする。

### 2 作業を安全に行うために（共通留意事項）

- (1) 職員は常に「家畜」に対し、愛情をもって接するよう心掛けなければならない。
- (2) 職員は常に健康に注意するよう心掛けなければならない。
- (3) 職員は常に危機管理意識をもち、作業服等は業務に適応するものを着用するよう心掛けなければならない。
- (4) 職員は常に施設・機械器具の点検、整備をしなければならない。
- (5) 職員は常に畜舎内外を清潔に保ち、整理整頓しなければならない。
- (6) 職員は互いに報告、連絡、相談を的確に行うよう努めなければならない。
- (7) 未経験の職員に対しては、作業の目的、内容、「家畜」の取り扱い等を説明し、安全確保に努めるよう指導する。

### 3 各業務における安全確保のために

#### (1) 乳牛・肉牛関係

##### ア 成雌牛、育成牛、肥育牛の管理作業

- (ア) 牛の取り扱いは十分に注意し、原則として相互監視ができる状態で行う。
- (イ) 原則として、除角（雌、雄）、去勢を行う。
- (ウ) 作業の容易性を考慮し、必要に応じて鼻環を装着する。
- (エ) 鼻環、手綱は常に摩耗、腐食等に気をつけ安全なものを使用する。
- (オ) 人工授精、受精卵・胚移植、治療等は保定を確実にいき、慎重に作業を行う。
- (カ) 特に悪へき、凶暴性のある牛については、複数で作業にあたり、必要に応じ鎮静剤を用いるなど、安全性を確保してから作業にとりかかる。
- (キ) 搾乳、牛房の清掃は、牛の頭突き、足蹴り等に注意する。
- (ク) 運動場への出し入れは、危険をとまなうので注意する。特に、牛舎に入れる場合は牛群に巻き込まれないように注意する。
- (ケ) 群飼されている牛の牛房・パドック内で作業を行う時は、牛の動きに十分留意する。

##### イ 受託牛（育成牛）の放牧時の留意点

- (ア) 放牧中の放牧地内に入る時は、牛に注意しながら複数で作業にあたる。
- (イ) 転牧時は、牛に注意しながら複数で作業にあたる。

#### (2) 豚の管理作業

- ア 種雄豚を管理する場合、絶対に背中を向けないこと。交配、精液採取などで、特に危険をとまなうおそれのある場合は複数以上で対応する。
- イ 予防注射、採血、治療及び去勢等は保定を確認のうえ事故のないよう十分注意する。
- ウ 豚の移動、人による運搬に際しては、事故のないよう十分注意する。

#### (3) 鶏の管理作業

- ア 体重測定、予防注射、採血等で鶏の捕獲、保定を行う場合は、慎重に作業を行う。
- イ 悪癖のある雄鶏の管理にあたっては、危害を受けないよう注意する。

### 4 関連作業の安全確保のために

- (1) 畜舎の清掃消毒作業にあたっては、消毒薬等の皮膚への付着や吸引等を防止できる服装とする。

### 5 「家畜」の逸走防止について

- (1) 牛房、豚房、ケージ等の扉の開閉時には細心の注意を払い、「家畜」の逸走防止を図る。
- (2) 作業終了後に牛房、豚房から出る際は、扉が開かないように、フック等がしっかりかかっているか確認する。
- (3) 畜舎の扉は、原則として常に閉めた状態とし、「家畜」の畜舎外への逸走を図る。
- (4) 家畜飼養管理区域の門は、入退場など必要時以外は常に閉めておく。

### 6 緊急時の対応について

#### (1) 「家畜」の逸走

- ア 「家畜」が逸走した場合は、関係室・所員に連絡し、逸走範囲を最小限にするために扉、門の閉鎖確認等必要な措置を行うとともに、捕獲に当たっては細心の注意を払って行う。
- イ 「家畜」が家畜管理区域外に出た場合、関係室・所長はセンター長に連絡し、必要な措置を講ずる。

ウ 「家畜」がセンター敷地外に出た場合、センター長は必要に応じて関係機関（警察、市役所）に連絡するとともに、周辺地域への被害の有無について調査する。

(2) 自然災害時には、まずは「家畜」の逸走の防止、飲み水の確保等の措置を講ずるが、複数の職員で対応すること、倒壊のおそれのある畜舎等への出入りは絶対に行わないこと等、必ず安全を確保しつつ行動する。

## 各業務における主な作業

### 乳牛・肉牛の管理

#### 1 成雌牛・育成牛・肥育牛の管理

- (1) 飼料の給与
- (2) 個体の確認（発情、採食状況、疾病のチェック）
- (3) 搾乳（搾乳機器の洗浄、点検、分解掃除、記録）
- (4) 哺乳
- (5) 清掃（牛体の洗浄、牛舎・牛舎周辺・運動場・排水溝の清掃、除糞及び糞の搬出、糞尿のポンプアップ）
- (6) 糞尿処理施設の管理作業
- (7) 運動（放牧場・運動場への誘導）
- (8) 体重、体尺測定
- (9) 試験研究調査補助（試験牛の残飼計量、乳質の検査等）
- (10) 繁殖、疾病管理及び治療の補助
- (11) 施設の管理（牛舎、牧柵・草架・給水施設・牧道の整備等）
- (12) 記録帳の整理（作業日誌・繁殖・飼料表示板・乳量表等の整理）
- (13) 火気点検、戸締り

#### 2 豚の管理

- (1) 飼料給与、給水チェック（朝、夕）
- (2) 残飼料チェック
- (3) 清掃
- (4) 豚体チェック
- (5) 豚舎敷料調整
- (6) 運動場開放、換気調整
- (7) 診療、交配、妊娠鑑定
- (8) 分娩、哺育作業
- (9) 豚舎内外清掃点検修理
- (10) 除糞及び糞の搬出
- (11) 糞尿処理施設の管理作業
- (12) 体重測定、登記補助
- (13) SPF 豚手術
- (14) 去勢、予防接種、消毒
- (15) 移動作業、出荷作業
- (16) 試験研究調査補助
- (17) 飼料、資材運搬
- (18) 各種記録整理
- (19) 火気点検、戸締り

#### 3 鶏の管理

- (1) 窓、扉の開放、調節
- (2) 鶏の観察
- (3) 給餌、給水（朝、夕）
- (4) 産卵調査及び記録
- (5) 鶏舎内清掃、消毒
- (6) 除糞及び糞の搬出
- (7) 糞尿処理施設の管理作業

- (8) 衛生管理、投薬、ワクチン接種
- (9) 鶏の移動作業、出荷作業
- (10) 断嘴、体重測定、採血
- (11) 洗選卵、箱詰、出荷
- (12) 試験研究調査補助
- (13) 機械器具の点検修理
- (14) 卵生産払出記録整理
- (15) 鶏卵処理機器の清掃点検
- (16) ヒナ観察、温度調節、ふ卵
- (17) 集卵
- (18) 火気点検、戸締り、照明確認

## 2 農業機械作業を安全に行うために

農業機械は、技術の進歩に伴い新たな機能を持ったり性能が高いものがあり、操作、取り扱い等に際しては取扱説明書に従い十分な注意を払って対処することはもちろんであるが、以下に農業機械作業を安全に行うための日常的な注意事項を定め、作業者の安全意識を喚起するものである。

### 作業実施上の注意事項

#### (1) 作業時の注意

作業に際しては、原動機や作業機具へ衣服の一部等が巻き込まれないように、十分注意して行うこと。

#### (2) 日常点検の実施

作業機械使用の前後には日常の点検を必ず行い、常に安全な状態を保つよう心がけること。

#### (3) 作業機の安全確実な脱着

点検整備、修理及び作業機の脱着は安全な場所・方法で確実に行うこと。

#### (4) 作業中の周囲への安全確認

機械作業中は、作業者は死角への注意喚起と周囲への安全確認を常に行うこと。

#### (5) 作業中の点検・調整等での原動機の停止

作業中にやむを得ず点検・調整等の必要が生じた場合は、必ず原動機の停止を確認し安全な状態で行うこと。また、再始動に際しては十分な安全確認を行い実施すること。

#### (6) 傾斜地等での転倒防止

傾斜地等での作業では、転倒しないよう速度、旋回、作業方法等に十分注意すること。

#### (7) 火気及び換気の注意

燃料補給時は火気厳禁としエンジンを停止し、また、エンジン始動は燃料もれがないこと及び換気が良いことを確認して行うこと。

#### (8) 道路走行における注意

道路走行にあたっては、関係法規を守り、安全に十分配慮し運転すること。

### 3 サイロ作業を安全に行うために

サイロへの詰め込み作業及びサイロの開封・取り出し作業等を安全に行うための日常的な注意事項を定め、作業者の安全意識を喚起するものである。

#### 作業実施上の注意事項

- (1) 転落等に注意、  
サイロからの落下あるいはサイロ内への転落に注意すること。
- (2) 不用意にサイロに入らない  
やむを得ずサイロに入る場合には、事前に扇風機等で十分サイロ内に送風を行い安全を確認し、酸欠に注意すること。
- (3) 有毒なサイロガスに注意  
追い詰めや開封に際しては、有毒なサイロガスが滞留している場合があるので安全を確認すること。
- (4) 高速回転機械に注意  
サイレージカッターや詰め込みブロー等の高速回転機械に巻き込まれないよう十分注意すること。
- (5) 取り出し作業等での注意  
取り出し作業でサイロに入る場合には、事前に扇風機等で十分サイロ内に送風を行い安全を確認すること。また、サイロの掃除を行う場合も同様とすること。
- (6) ラップサイロやトランスバックの貯蔵は2段積みまでとし、上段が崩れて落下しないように保管すること。

### 4 農薬使用作業を安全に行うために

農薬は、劇・毒物に指定されているものもあり、その使用に際しては使用説明書に従い十分な注意を払って対処することはもちろんであるが、以下に除草剤や殺虫剤等を使用する作業等を安全に行うための日常的な注意事項を定め、作業者の安全意識を喚起するものである。

#### 作業実施上の注意事項

- (1) 農薬は使用基準に基づき使用する  
個々の農薬の使用基準に従い、適切な濃度・量で使用する。
- (2) 農薬散布に適した服装で行う  
散布等に際しては、皮膚への付着や吸引等を防止できる、適切な服装・マスク等を用いること。
- (3) 農薬散布に際しては飛散に注意する  
天候、気象条件を見計らい、飛散等による周辺への影響がないように注意すること。
- (4) 農薬散布中の体調の変化に注意する  
散布時等に体調の変化を来した時には、直ちに作業を中止し、状況によっては医師の治療を受けること。
- (5) 農薬散布等に使用した器具の洗浄等  
個々の農薬の使用マニュアルに従い、適切に行うこと。

(6) 農薬の保管は適切に行う

農薬は鍵のかかるロッカー等に保管し、むやみに持ち出しができないようにすること。

## 5 浄化槽等の管理作業を安全に行うために

この注意事項は、浄化槽・調整池及び蒸散池の管理について、作業者の安全意識を喚起し、作業を安全に行うことを目的とし定めた。

### 作業実施上の注意事項

(1) 施設機械及び作業機の管理

関連施設機械の日常管理を適切に行い、施設の維持管理及び作業の安全に支障のないようにすること。

(2) 酸欠・有毒ガスによる事故防止

貯留槽等の管理のため槽内に入る必要性が生じた場合は、前もって槽内を十分に換気するとともに安全を確認し、複数人数での作業を行うこと。

(3) 転落事故の防止

浄化槽上及び、池周辺での作業時には、足場や柵を設け安全性を確保して行うこと。

(4) 感電事故の防止

電動機の点検作業は、必ず、電源が入っていないことを確認してから行うこと。  
ぬれた手では作業を行わないこと。

(5) 傷害事故の防止

器具機械に衣服が巻き込まれないよう、ヘルメット・防護メガネ・手袋等安全作業上必要な保護具を着用すること。

(6) 緊急時の対応

重大な事故や気象災害等による緊急の事象が生じた場合は応急処置を行い、速やかに必要な連絡を行うこと。

## 6 薬品類を安全に管理するために

このマニュアルで取り扱う薬品類とは、毒物の指定がある薬品類（以下、毒物）、劇物の指定がある薬品類（以下、劇物）及び危険な薬品類をいう。全ての薬品類について基本台帳で整理し、薬品類の管理事項を定め、作業者の安全意識を喚起するものである。

### 1 薬品類の保管管理

#### (1) 実験棟内の薬品類について

毒物は全て1カ所に集めて、金庫に保管（トレイ使用）し施錠する。金庫の鍵は本所では総務課、市原乳牛研究所（以下市原）と嶺岡乳牛研究所（以下嶺岡）では薬品管理担当者が管理する。金庫は本所では化学分析室、市原及び嶺岡では所定の薬品倉庫内に保管する。薬品倉庫の鍵は本所では企画環境研究室が集中管理し、市原及び嶺岡では薬品管理担当者が管理する。

劇物は本所では各研究棟の実験室ごとに保管庫を設置し、収納（トレイ使用）施錠する。鍵は各実験室を主として使用する研究室が集中管理する。また、市原及び嶺岡では所定の保管庫を設置し、鍵は主として使用する研究員が管理する。

#### (2) 生産現場保管の薬品類について

劇物および危険な薬品類については、それぞれの現場内に保管庫（冷蔵庫も含む）及び保管室（施錠可能な部屋）を設置し収納後、施錠する。医薬品類の一部（ワクチン類はすべて）は劇物となる。これらの管理はそれぞれの使用現場の研究室が行う。

### 2 薬品管理台帳の整理

#### (1) 台帳の作成について

センター統一の基本台帳を作成する。劇毒物については、さらにそれぞれの保管庫及び保管室ごとに受け払い個別台帳（毒物、劇物、危険な薬品類）を作成し、毒物の使用及び購入の際、また劇物及び危険な薬品類の購入の際には記帳する。新規購入薬品類についても必ず基本台帳に書き込みそれらが劇毒物であれば、個別台帳にも記入する。毒物以外の個別台帳は使用の際の記帳は必要としない。

#### (2) 在庫の整理について

半年ごと（8月、2月の最後週の水曜日）に担当室長もしくは担当研究員が全ての薬品について在庫整理を行う。

### 3 薬品類の廃棄

#### (1) 廃棄薬品類の取り扱いについて

本所では廃棄薬品類及び空瓶には必ず薬品名を明記し、指定場所に搬出し、指定のトレイ内に保管する。搬入した箱や瓶類などに研究室名を明記し、所在を明確にする。搬出廃棄薬品については、業者に廃棄を委託すべき薬品かを搬出者が確認する。市原及び嶺岡についても同様とする。

#### (2) 廃棄処分について

専門業者の委託については、総務課担当者が保管された量を定期的に確認後、適時、連絡し、処分する。

### 4 薬品事故発生時の対応

事故発生又は異常などを発見した場合は、直ちに近くの人を呼び、適切な対処をするとともに、上司に連絡する。一人で対応する事は避ける。

付記

- 1.このマニュアルは、平成13年4月1日から施行する。
- 2.このマニュアルの施行期日をもって次に掲げるマニュアルは廃止する。
  - (1)千葉県畜産センター  
「家畜・家禽管理作業について」昭和61年2月1日施行
  - (2)千葉県嶺岡乳牛試験場  
「家畜管理作業の安全について」昭和61年2月1日施行
  - (3)千葉県乳牛育成牧場  
「家畜管理作業の安全について」平成7年4月1日施行
- 3.このマニュアルは平成29年4月3日に一部改訂した。
- 4.このマニュアルは令和6年4月1日に一部改訂した。